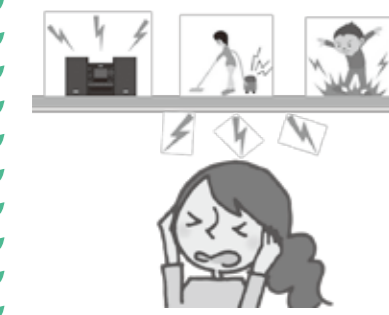




「雑談カフェ」に秋田大学の学生が参加していただけることになりました。大学の無い北秋田市では、普段大学生を見かけることが少ないです。大学生が見た北秋田市や北秋田市民と接触することで、どんな化学反応が起きるのか。

5月26日「雑談カフェ」に来店いただいた大学生は、県内・県外出身者8名。まずは、カフェ開店までの間、鷹巣駅前をまち歩きしながら昼食をとっていただきました。戻ってきた大学生からは、「思っていたほどシャッターが閉まってなかった」「お洒落なお店がある」などの言葉が。そんな中でカフェは開店。この日は、今春高校を卒業したばかりの方をはじめ、オーストラリアからの移住家族など12名に来店していただき、大学生を加えた20名ほどで雑談。地域の話題や移住の話、人生相談的な話も。カフェに集う人がインタナショナルになれば日本語だけでなく英語での雑談も。今回の大学生来店が継続的になれば、北秋田市に新しい風が吹くかなと思っています。

今回は、7月10日「コムコム」20日「浜辺の音楽館」で開店します。詳細はコムコム等に設置のポスター・チラシをご覧ください。



北秋田市
地域おこし
協力隊

きたあきたの
魅力発掘

vol.15



米倉信人隊員

「雑談カフェ」開店します！2

地域おこし協力隊の米倉です。今回がこのコラムでの5回目の投稿となります。

4月号での「雑談カフェ」の続きとなります。5月開店の「雑談カフェ」に秋田大学の学生が参加していただけることになりました。

大学の無い北秋田市では、普段大学生を見かけることが少ないです。大学生が見た北秋田市や北秋田市民と接触することで、どんな化学反応が起きるのか。

環境
コラム
第28回

何気ない気配りで
優しい生活環境を作ろう



夏を感じる季節となりました。これからは、ますます気温が上がり、海や川などで遊ぶ機会が増えるかと思いますが、水分補給をするなど、しっかりと熱中症対策を行い、体調管理には十分に気を付けてください。

さて、今月の環境コラムのテーマは「騒音問題」です。騒音とは身の周りの様々な音のうち、人に好ましくない影響を及ぼす音、不必要な音、邪魔な音のことです。騒音のもたらす影響は①睡眠妨害（眠れない）、②目覚め（目覚め）、③心理的影響（うるさい、気になる）④社会的影響（土地利用の制限、近隣問題）などがあります。音は、ある人にとっては快適であっても、他の人にとっては不快に感じることがあるため、難しい問題となります。

騒音にはデジベル（dB）という単位で示される騒音値があります。例えば、飛行機エンジンの近くの音は120デジベル、犬の鳴き声は90デジベル、洗濯機は70デジベルとされています。騒音問題は近隣住民などとの大きなトラブルになる可能性があります。過去には裁判まで発展した事例があります。誰もが人との関わりの中で生活をしているため、普段から、この音は大丈夫かな、などと音への気配りを忘れないようにすることが大切です。このような気配りによって私達の周りに優しい音環境を作ることが出来ます。皆様も人に優しい暮らしができるように、まずはできることから始めてみましょう。

機音は60デジベルとされています。騒音問題では近隣住民などの大きなトラブルになる可能性があります。過去には裁判まで発展した事例があります。誰もが人との関わりの中で生活をしているため、普段から、この音は大丈夫かな、などと音への気配りを忘れないようにすることが大切です。このような気配りによって私達の周りに優しい音環境を作ることが出来ます。皆様も人に優しい暮らしができるように、まずはできることから始めてみましょう。

福祉医療費
受給者証
更新のお知らせ

問 市民課国保年金係
☎62-1118

現在お持ちの福祉医療費受給者証の有効期限が令和元年7月31日（平成31年7月31日）の方は使用できなくなります。



- 対象者には7月末までに新しい受給者証を送ります。
- 8月以降に病院で受診される際は、有効期限を確認のうえ、保険証と一緒に提示してください。
- 市で平成30年中の所得が把握できない方（平成31年1月2日以降の転入者、未申告者）は、前住所地より、所得課税証明書の取り寄せや申告を行う必要があります。該当する方には別途通知します。

《次の方はご相談ください》

要相談

○65歳以上かつ身体障害者手帳4～6級をお持ちの方で、福祉医療費受給者証をお持ちでない方
→国保加入者や社保被扶養者で、本人や世帯員の所得が基準額内の場合、福祉医療の対象となります。
○高校生世代以下（18歳に達する日以後で最初の3月31日を迎えていない者）で、両親の一方が身体障害者手帳1～2級程度の障害を有している場合（すでに福祉医療受給者証をお持ちの方含む）
→障害の程度や内容によりますが「ひとり親家庭」の要件に該当した場合、福祉医療の対象となります。
※福祉医療を受けるためには必ず交付申請が必要ですが、さかのぼって申請はできませんのでご注意ください。

《次の場合は手続きが必要です》

要手続

- 加入されている健康保険（社保、共済、国保等）が変更になった場合
【必要なもの：保険証、印鑑】
- 県外の医療機関で受診した場合
【必要なもの：領収書、受給者証、保険証、通帳、印鑑】
◇県外では福祉医療は適用されませんが、申請により後日払い戻しますので、忘れずに手続きをお願いします。
- ◇入院時の食事代、病衣代、個室差額代、診断書料金は福祉医療の対象外となります。

学校、幼稚園、保育所で怪我等の場合は、災害共済給付の申請手続きを！

学校、幼稚園、保育所の管理下で怪我等をした場合

（例：部活動中の怪我・学校行事中の怪我等）、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の支給を受けられる場合があります。

①医療機関での支払い
（健康保険の自己負担割合に応じた額）
福祉医療費受給者証を使用せずに、病院や薬局で自己負担額をお支払いください。

②災害共済給付の申請
学校や保育園の先生に確認して、必要な書類を提出してください。

③災害共済給付の支払（4割の還付）
災害共済給付は、総医療費に対して、自己負担相当額とお見舞金で合計4割が戻ります。

④災害共済給付の対象とならなかった場合
福祉医療支給申請を行ってください。

福祉医療費
支給申請の
方法

〈申請に必要なもの〉
・領収書・診断書または指示書（補装具を作成した場合）
・福祉医療費受給者証・健康保険証（受給者本人のもの）
・通帳（保護者）
・印鑑

〈申請先〉
北秋田市役所 市民課国保年金係 ☎62-1118
（各総合窓口センター・出張所でも申請できます。）
※郵送での申請も可能ですので、ご希望の場合は上記の問い合わせ先までご連絡ください。